

入札公告（説明書）

令和8年9月29日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 金田 泰明

次のとおり条件付一般競争入札（指名併用型）について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告3-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	北関東自動車道 笠間PAスマートIC工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 金田 泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項②ア)に該当するため。
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	参考積算条件書の掲載	「有」
1-13	見積活用方式の有無	「無」
1-14	その他	・本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和8年9月29日
2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年10月28日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年10月28日 16時00分まで ※共通入札公告3-4に示す指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、指名を受けた者は、競争参加資格確認申請書について提出不要である。 【提出方法】 入札者に対する指示書[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、申請書正1部、副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 （注）競争参加資格確認申請の手続きは、NEXCO東日本電子入札システム利用者登録の有無にかかわらず、電子入札システムではなく、上記に示すとおりとする。 【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和8年11月19日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当

2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和8年12月14日 16時00分 ※共通入札公告3-6に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m2」、「m³」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3) 入札金額内訳書(入札者に対する指示書【電子入札】様式2-2) (4) 総合評定値通知書（経審）の写し
2-14	開札日時	令和8年12月15日 15時00分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A： 申請書等に関する質問 質問書B： 対象外 質問書C： 対象外 質問書D： 設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A： 入札公告の日から令和8年10月14日 16時00分まで 質問書B： 対象外 質問書C： 対象外 質問書D： 入札公告の日から令和8年10月28日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。

2-17	質問に対する回答日	【回答内容】 質問書A： 申請書等に関する質問に対する回答 質問書B： 対象外 質問書C： 対象外 質問書D： 設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A： 令和8年10月21日 質問書B： 対象外 質問書C： 対象外 質問書D： 令和8年11月19日 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告3-7-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。 【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで 【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付 【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告3-7-11. (5) 及び(6)を参照のこと。

2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	【掲載資料】 ・参考積算条件書（その1） 競争参加希望者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書（その2） 競争参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 【掲載場所】 弊社HPの北関東自動車道 笠間PAスマートIC工事_案件情報_その他情報に掲載。 【掲載日】 参考積算条件書（その2）については令和8年11月19日を予定 【その他注意事項】 (1) 参考積算条件書は、競争参加希望者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2) 本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 (3) 参考積算条件書（その1）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。 (4) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (5) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (6) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。
------	--------------------	---

工事件名		北関東自動車道 笠間PAスマートIC工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式(指名併用型)			
	落札者の決定方法	自動落札方式	-		
	評価値の算出方法	-			
	見積活用方式の有無	無			
	段階的選抜方式の有無	無			
	入札ボンド	対象外			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象			
審査時期	事前審査				
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和6・7年度の工事種別(土木工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。		
		工事種別	土木工事		
		等級	B	Bで構成する2者JV	B及びCで構成する2者JV
		対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業(以下、「元請」という)として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
	施工実績	同種工事	a) 土工工事		
		留意事項	特定JVにあたっては、すべての構成員が「同種工事a)」の施工実績を有すること。 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。		
		本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 北関東自動車道 笠間PAスマートIC詳細設計	受注者名) (株)オリエンタルコンサルタンツ
	施工管理業務の受注者		業務名) 東関東自動車道 鹿行地区施工管理業務	受注者名) 信和設計(株)	
	その他	業務名) 首都圏中央連絡自動車道 つくば工区施工管理業務Ⅰ 受注者名) 開発虎ノ門コンサルタント(株)			
	指名者の要件	次の①～③全てを満たすこと ①競争参加要件を満たす者であること。 ②電子入札システムの利用者登録が完了していること。 ③『令和7・8年度競争参加資格』において、下記の希望する工事エリア・工事の内容を登録していること。 工事エリア: 関東 工事の内容: 土木工事			
継続契約方式の対象	対象外	-	当初工事名	-	
		-	対象となる後発工事名(その1)	-	
		-	対象となる後発工事名(その2)	-	

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、本工事に对应する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に对应する建設業法の許可業種：土木工事業又はとび・土工工事業のいずれか なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。
		対象となる施工経験	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。
		同種工事	a) 土工工事
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。 土木工事共通仕様書1-7-2に規定するとおり、工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間は、現場代理人にあつては現場への常駐、主任技術者・監理技術者にあつては現場への専任を要しない。 さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。
	その他	-	